

電 気 需 給 約 款
(高圧・特別高圧)

RE Power Connect 株式会社

2025年4月1日 実施

電気需給約款目次

I 総則	5
1. 適用	5
2. 需給約款の変更	5
3. 定義	5
4. 単位および端数処理	6
5. 実施細目等	7
II 契約の締結	7
6. 電気需給契約の申込み	7
7. 電気需給契約の要件	8
8. 電気需給契約の成立	8
9. 需要場所	9
10. 電気需給契約の単位	9
11. 供給の開始	9
12. 供給の単位	9
13. 電気需給契約書の作成	9
III 料金	9
14. 料金	9
IV 料金の算定および支払い	11
15. 料金の適用開始の時期	11
16. 料金の算定期間	11
17. 使用電力量等の算定	12
18. 料金の算定	12
19. 料金の支払義務および支払期日	12
20. 料金その他の支払方法	13
21. 保証金	13
V 使用および供給	14

22. 適正契約の保持	14
23. 契約超過金	14
24. 需要場所への立入りによる業務の実施	15
25. 電気の使用に伴うお客さまの協力等	15
26. 供給の停止等および供給停止期間中の料金	16
27. 違約金	16
28. 制限または中止の料金割引	17
29. 損害賠償の免責	17
30. 設備の賠償	17
VI 電気需給契約の変更および終了	17
31. 電気需給契約の変更	18
32. 名義の変更	18
33. 電気需給契約の廃止	18
34. 需給開始後の電気需給契約の消滅または変更に伴う料金の精算	18
35. 需給開始後の電気需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算	18
36. 解約等	19
37. 電気需給契約消滅後の債権債務関係	19
38. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置	19
39. 料金単価の変更	19
VII 工事費の負担	20
40. 供給設備の工事費負担	20
VIII 保 安	20
41. 保安の責任	20
IX 反社会的勢力との取引排除	20
42. 反社会的勢力との取引排除	21
43. 契約の解除	21
X その他	21
44. お客さま情報の共有	22

45. 守秘義務	22
46. 準拋法	22
47. 管轄裁判所	22
附 則	23
別 表	24

I. 総則

1. 適用

この電気需給約款（以下「本需給約款」といいます。）は、高圧需要または特別高圧需要に応じて、RE Power Connect 株式会社（以下「当社」といいます。）が、当社と電気需給契約を締結したお客さまに対し、所轄の送配電事業者の託送約款等に定める託送供給により、電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 需給約款の変更

- (1) 託送約款等が改定された場合、法律、政令、省令・条例・規則、通達、行政指導、ガイドライン等（以下これらを総称して「法令」といいます。）の改正により本需給約款の変更が必要となった場合、その他当社が必要と判断した場合、当社は本需給約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の本需給約款によります。なお、当社は、本需給約款を変更する際には、当社ホームページへの掲載、電子メールの送付、書面の交付、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめ本需給約款を変更する旨、変更後の本需給約款の内容および変更の効力発生日を周知するものとし、その変更の効力は当該効力発生日において生じるものといたします。
- (2) 本需給約款の変更に伴う供給条件の説明および契約締結前の書面の交付および契約締結後の書面交付（本項(3)に定める書面交付が不要となる場合を除きます。）を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - イ) 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ロ) 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (3) 本需給約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

3. 定義

次の言葉は、本需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトの電圧をいいます。
- (2) 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。

- (3) 契約負荷設備
お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (4) 契約受電設備
お客さまが契約上使用できる受電設備をいいます。
- (5) 供給地点特定番号
送配電事業者により定められた供給地点を特定する番号をいいます。
- (6) 契約電力
お客さまが電気需給契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (7) 契約使用期間
お客さまが電気需給契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (8) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、工事費負担金等および基準単価には消費税等相当額を含みます。
- (9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (10) 供給条件の説明
電気事業法第 2 条の 13 に定める料金その他供給条件の説明をいいます。
- (11) 電気需給契約
お客さまと当社との間で締結する電気の需給に関する契約をいいます。
- (12) 契約締結前の書面交付
電気事業法第 2 条の 13 に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (13) 契約締結後の書面交付
電気事業法第 2 条の 14 に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (14) 送配電事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者をいいます。
- (15) 託送約款等
送配電事業者が電気事業法第 18 条に従い定める託送供給等約款その他の託送供給に係る供給条件等をいいます。
- (16) 販売代理店等
当社と業務委託契約を締結し、当社とお客さまとの電気需給契約の媒介、取次または代理を行う業者をいいます。

4. 単位および端数処理

本需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、電気の使用があり、かつ 6.（電気需給契約の申込み）(1)ロを

適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となる場合は、契約電力を1キロワットといたします。

- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率（当社がお客さまに送電した電力のうち、お客さまにより有効に使用された電力の割合をいいます。本需給約款において以下同じです。）の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目等

本需給約款の実施上必要な細目的事項および本需給約款に定めのない事項は、本需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II. 契約の締結

6. 電気需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに当社と電気需給契約を締結することを希望される場合は、あらかじめ本需給約款および託送約款等を承認のうえ、当社所定の必要事項を明らかにして、当社所定の様式により申込みをしていただきます。

また、契約電力は、次によって定めます。

- イ) 高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合

- ① 契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- ② 自家発補給電力と同一計量される場合、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月（18.（料金の算定）と同一といたします。以下同じです。）の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

- ロ) 高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は、新たに電気の供給を受ける場合を除き、その1月の最大需要電力と当該月の前11月の各最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日の属する1月を含む以降12月の期間の各月の契約電力は、料金適用開始の日の属する1月の最大需要電力と料金適用開始の日の属する1月の前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、本需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き送配電事業者の供給設備を利用されている場合は除きます。なお、イ)によって契約電力を決定するお客さまについては、以下「協議制のお客さま」といいます。

- ハ) 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、協議により契約電力をイ) によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロ) によって定めます。
- (2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7. 電気需給契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには法令で定める技術要件、その他の法令に従い、かつ託送約款等における需要者にかかわる事項および系統連系技術要件を遵守し、送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

8. 電気需給契約の成立

- (1) 電気需給契約は、お客さまから 6. (電気需給契約の申込み) に従い当社所定の様式によって電気需給契約の申込みがなされ、当該申込みに対して当社が承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。なお、当社が承諾の意思表示を行ったときは、当社がお客さまに電気需給契約のご案内を発送した日といたします。ただし、13. (電気需給契約書の作成) に基づき電気需給契約書を作成する場合には、当社とお客さまとの間で電気需給契約書を締結したときに電気需給契約が成立するものといたします。
- (2) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、当社の設定する与信基準またはお客さまによる料金の支払状況（既に消滅しているものを含み、当社および販売代理店等その他の契約の料金支払債務その他の債務が支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。）その他の理由により、やむをえないと判断する場合には、お客さまによる電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。
- (3) お客さまと当社との間で電気需給契約書その他書面による別段の定めがある場合を除き、契約使用期間は次によります。
- イ) 契約使用期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日の 1 年後の応当日の前日までといたします。
- ロ) 当社またはお客さまのいずれかからも、契約使用期間満了に先立って電気需給契約の終了または変更の申出がない場合は、電気需給契約は、契約使用期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (4) (3)ロ) に基づき電気需給契約がその契約使用期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続される場合、契約締結後の書面交付については、当該書面に、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、更新後の新たな契約使用期間ならびに供給地点特定番号を記載すれば足りるものとするについて、あらかじめ承諾していただきます。

9. 需要場所

電気需給契約における需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

10. 電気需給契約の単位

当社は、自家発補給電力または予備電力とあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について、1 電気需給契約を締結いたします。

11. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまとの電気需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を含め、供給準備その他必要な手続を経たのち、電気の供給を開始いたします。
- (2) 送配電事業者との調整、天候、用地交渉または停電交渉等のやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、改めてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気の供給を開始いたします。

12. 供給の単位

当社は、特別の事情がない限り、1 電気需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

13. 電気需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。電気需給契約書を作成した場合、電気需給契約書の内容は電気需給契約の内容を構成するものといたします。

III. 料金

14. 料金

- (1) 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、予備線料金、予備電源料金、自家発補給料金および別表の 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、お客さまに支払期日までにお支払いいただきます。

イ) 基本料金

基本料金は 1 月につき電気需給契約書等に定めた料金単価とその 1 月の契約電力により算定されます。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ロ) 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約書等に定めた料金単価とその 1 月の使用電力量により算定されます。なお、料金単価が電気需給契約書等に定めた規定により区分されている場合には、その 1 月の区別の電力量により算定いたします。

ハ) 予備電力

常時供給設備の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける場合は以下のとおりといたします。

① 予備線料金

- a 受電電圧については常時供給と同じ常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合といたします。
- b 予備線を使用される電気需給契約を締結された場合、基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、電気需給契約書等に定めた予備線料金を適用し、従量料金には常時供給分と同じ金額を適用するものといたします。

② 予備電源料金

- a 受電電圧については常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合といたします。
- b 予備電源を使用される電気需給契約を締結された場合は、基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、電気需給契約書等に定めた予備電源料金を適用し、従量料金は常時供給分と同じ金額を適用するものといたします。

二) 自家発補給料金

お客さまの責めによるお客さまの発電設備等の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受ける場合は以下のとおりといたします。

- ① 契約電力は当社とお客さまとの協議によって定めます。
- ② お客さまには、供給開始の時刻と終了の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない事由によりあらかじめ当社に通知することができない場合には、事後すみやかに当社に通知していただきます。また、必要に応じて、発電設備の運転に関する記録等の資料を当社に提出していただきます。
- ③ 基本料金は電気需給契約書等に定められた自家発補給電力使用時基本料金を適用いたします。ただし、電気の供給を受けない場合は自家発補給電力未使用時基本料金を適用いたします。従量料金は以下のとおりといたします。
 - a 使用日の前営業日の午前 8 時まで当社へ使用の通告を行った場合、電気需給契約書等に定められた定期検査時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。
 - b a 以外の場合、電気需給契約書等に定められた事故時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。
- ④ 電気需給契約書等で定める契約電力（以下「主契約電力」といいます。）と自家発補給電力を同一計量する場合は以下のとおりとします。
 - a 主契約電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、その 1 月の最大需要電力が主契約電力をこえないときは、②にかかわらず、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。
 - b 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときの自家発補給電力の最大需要電力は、次に該当するときを除き、原則として自家発補給契約電力とみなします。

- i) 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合は、自家発補給電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
 - ii) 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかでない場合は、主契約電力と自家発補給契約電力との比で按分して得た値をその1月の最大需要電力とみなします。
- c 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いたものといたします。基準の電力は、あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、自家発補給電力の使用の都度、変更することはできません。
- d 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を使用電力量といたします。
- e 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものといたします。
- (2) お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、1年を365日として計算いたします。)を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
- 延滞利息は、お客さまが延滞料金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (3) 需要場所の負荷の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

IV. 料金の算定および支払い

15. 料金の適用開始の時期

料金は、当社が供給準備に着手する前にお客さまから需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めによらない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。

16. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の電気の計量日（送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。）から当月の電気の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、需給開始日から直後の電気の計量日の前日までの期間とし、電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

17. 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量は、30分ごとに、需給地点で計量された電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を需給地点ごとに料金の算定期間において合計した値といたします。
- (2) 当社は、各月ごとに、検針の結果を送配電事業者から受領した後、お客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、お客さま、送配電事業者および当社との協議によって定めるものといたします。

18. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ) 電気の需給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または電気需給契約が消滅した場合
 - ロ) 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、電気需給契約書等に定めた料金を適用して算定いたします。また、当社は算定後すみやかにお客さまにその算定した金額を通知いたします。
- (3) (1)イ)、ロ)の場合、基本料金に関しては日割計算といたします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額といたします。(1)イ)の場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。また、(1)ロ)の場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。
- (4) (1)イ)の場合の電力量料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、(1)ロ)の場合の電力量料金については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。
- (5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、(1)イ)の場合は料金の算定期間の使用電力量に応じて算定し、(1)ロ)の場合は料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間の区分に応じて算定いたします。

19. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日（以下「支払義務発生日」といいます。）は、原則として当月の電気の計量日といたします。ただし、17.（使用電力量等の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。なお、

電気需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて電気需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。

(2) お客様の料金の支払期日は、次のイ)からニ)の場合を除き、電気需給契約書に定めた日といたします。なお、支払期日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、当該日の直前の金融機関の休日以外の日といたします。

イ) お客様が、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合

ロ) お客様が、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的手続の申立を受け、または自ら申立を行った場合

ハ) お客様が、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合

ニ) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合

(3) (2)イ)からニ)までに該当する場合は、お客様の料金の支払期日は、次のとおりといたします。

イ) (2)イ)からニ)までに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期日を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日を支払期日といたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日後の日を支払期日といたします。

ロ) (2)イ)からニ)までに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日後の日を支払期日といたします。お客様が、(2)イ)からニ)までに該当する事由を解消された場合には、速やかに当社に申し出るものといたします。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客様はその事由に該当しなかったものとみなします。

20. 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他の金銭債務についてはそのつど、当社が指定した次のいずれかの方法により支払っていただきます。

イ) 当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払う方法

この場合、当該金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものといたします。

ロ) お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法

この場合、お客様の指定する口座から引き落とされたときに、当社に対する支払いがなされたものといたします。

(2) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

21. 保証金

(1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、供給の再開に先だつて、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

- イ) 支払期日を経過してもなお料金を支払われない場合
 - ロ) 新たに電気需給契約を申込み、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき
 - ① 電気需給契約と同時にまたは関連して締結した他の契約（既に終了しているものを含みます。）に基づきお客さまが当社に対して負担する金銭債務（以下「関連債務」といいます。）を支払期日を経過してもなお支払わない場合
 - ② 支払期日を経過してもなお料金または関連債務が支払われないことが見込まれる場合
 - ハ) 当社が審査した結果、与信上懸念があると認められた場合
 - ニ) その他、お客さまが 33.（解約等）（1）各号または 43.（契約の解除）各号に定める事由に該当する場合
- (2) 保証金の預かり期間は、電気需給契約の契約使用期間満了の日以降 60 日目の日までといたします。
 - (3) 当社は、電気需給契約が消滅した場合または支払期日を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、あらためて(1)によって算定した金額と充当後の残額との差額の保証金を預けていただくことがあります。
 - (4) 当社は、保証金について利息を付しません。
 - (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気需給契約が消滅した場合には、保証金を返還いたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額を返還いたします。

V. 使用および供給

22. 適正契約の保持

当社が、送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合など、当社とお客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに電気需給契約を適正なものに変更していただきます。

23. 契約超過金

- (1) 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金を乗じて得た金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過に伴い、当社と送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの電気需給契約に定める料金を変更させていただきます。

24. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社が電気需給契約等の遂行のため需要場所への立入りが必要と認める場合、または送配電事業者が託送約款等において必要となる業務を実施するためにお客さまの需要場所への立入りを必要と認める場合には、当社または送配電事業者は、お客さまにあらかじめ承諾を得たうえ需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、需要場所への立入りおよび業務の実施を承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、身分証明書等を提示いたします。

25. 電気の使用に伴うお客さまの協力等

- (1) お客さまの電気の使用に伴い、次のいずれかの原因により第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。特に必要がある場合には、お客さまの負担で、送配電事業者が、供給設備を変更または専用供給設備を施設いたします。
 - イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ) その他イ)、ロ)、ハ)またはニ)に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、送配電事業者が定める系統連系に関する契約要綱等、その他の法令等に従い、送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
 - (3) お客さまは、送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。
 - (4) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、法令で定めるところにより、送配電事業者または送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）により調査が行われます。この場合、お客さまは、送配電事業者または登録調査機関から必要があるとして電気工作物の配線図の提示を求められた場合には、電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
 - (5) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したときに、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。
 - (6) 電気の供給の実施に伴い、必要に応じて、お客さまには使用電力量の計画書を提出していただきます。

26. 供給の停止等および供給停止期間中の料金

- (1) 託送約款等に基づき送配電事業者が託送供給を停止した場合には、当社からお客さまに対する電気の供給が停止されることがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、送配電事業者が、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ) 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - ハ) 当社または当社委託先の需要場所等への立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ニ) お客さまが電気需給契約または本需給約款に違反した場合
- (3) 次の場合には、送配電事業者の判断に基づき、お客さまに対する電気の供給が中止され、またはお客さまによる電気の使用が制限され、もしくは中止されることがあります。
 - イ) 送配電事業者が、その維持および運用する供給設備について使用を制限または中止した場合
 - ロ) 送配電事業者の供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ) 送配電事業者による供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ) 非常変災の場合
 - ホ) 託送約款等に基づき必要がある場合
 - ヘ) その他需給上または保安上必要がある場合
- (4) (1)、(2)または(3)により電気の供給が停止等された場合、その停止期間中については、当社は基本料金の 50 パーセント相当額を 18. (料金の算定) (3)により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

27. 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合、または契約負荷設備もしくは契約受電設備以外の負荷設備もしくは受電設備によって電気を使用された場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な方法で使用された電気または契約負荷設備もしくは契約受電設備以外の負荷設備もしくは受電設備によって使用された電気にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用された期間または契約負荷設備もしくは契約受電設備以外の負荷設備もしくは受電設備によって使用された期間が確認できないときは、6 月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまが電気需給契約の廃止を希望し、そのお申し出が、33. (電気需給契約の廃止) (1)イ) およびロ)に定められた期日以後になされた場合については、違約金として解約月の基本料金単価に契約電力を乗じた金額の 1.5 倍に相当する金額をお客さまより申し受けます。

28. 制限または中止の料金割引

託送約款等に定めるところにより、送配電事業者が、電気の使用を制限し、または中止した場合で、当社が託送約款等に定める料金等の割引を受けたときは、その月の料金または翌月の料金にて、その月の力率による割引または割増し後の基本料金に当該割引率を乗じた金額を割引いたします。ただし、当社が上記割引を受けた原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまには割引いたしません。

29. 損害賠償の免責

- (1) 当社はあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合は、当社の責めによる場合を除き、お客さまの受けた損害を賠償する責任を負いません。なお、送配電事業者の責めによる場合も、当社は、お客さまの受けた損害を賠償する責任を負いません。
- (2) 26. (供給の停止等および供給停止期間中の料金) に基づき電気の供給が停止・中止され、または電気の使用が制限されもしくは中止された場合は、当社の責めによる場合を除き、お客さまの受けた損害を賠償する責任を負いません。
- (3) 36. (解約等) または 43. (契約の解除) によって電気需給契約を解約・解除した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償する責任を負いません。
- (4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償する責任を負いません。ただし、当社の責めによる場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、提供する付帯サービスについて、当社の責めによる場合を除き、付帯サービスの利用により発生したお客さまの損害、および付帯サービスを利用できなかったことにより発生したお客さまの損害を賠償する責任を負いません。
- (6) 天災、戦争、暴動、疾病・伝染病・感染症の流行等不可抗力によってお客さまが損害を受けた場合、当社はその損害について賠償する責任を負いません。

30. 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社はその賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、当社は、それによって生じた損害の賠償金をお客さまにお支払いいただきます。

VI. 契約の変更および終了

31. 電気需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望する場合は、当社が必要であると認める場合にかぎり、当社と協議のうえ、新しい契約内容に変更できるものといたします。

32. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合において、当社が同意したときには、当社所定の手続によって電気需給契約の名義変更を行うことができます。この場合には、その旨を当社へ書面により申し出ていただきます。

33. 電気需給契約の廃止

(1) 電気需給契約の廃止については、次のとおりといたします。

イ) お客さまが当社との契約の廃止を希望される場合は、廃止希望日の前日から起算して 90 日前までに当社所定の書面にて申し出ていただきます。

ロ) 当社が契約使用期間満了日前にお客さまとの契約を廃止させていただく場合（中途解約）は、原則として、廃止希望日の前日から起算して 90 日前までにご連絡させていただきます。

ハ) 当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客さまに当該処置に協力していただきます。

(2) 電気需給契約は、36（解約等）または 43（契約の解除）の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。なお、当社の責めによらない理由（非常変災等の場合は当社の責めによらない理由に該当いたします。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(3) 36.（解約等）または 43.（契約の解除）によって、当社が電気需給契約を解約または解除した場合は、解約日または解除日に電気需給契約は消滅するものといたします。

34. 需給開始後の電気需給契約の消滅または変更に伴う料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に電気需給契約が消滅する場合、もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金およびその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

35. 需給開始後の電気需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に電気需給契約が消滅する場合、もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社がお客さまに電気を供給するための送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合に

は、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

36. 解約等

- (1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、解約の日の 15 日前までに通知のうえ 33. (電気需給契約の廃止) によらず電気需給契約を解約することができます。この場合、お客さまは、電気需給契約の解約をもって、当社に対して負担する一切の債務の期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済していただきます。
- イ) 託送約款等によって送配電事業者が電気の供給を停止した場合において、お客さまが、当社または送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ) お客さまが料金（既に消滅している他の電気需給契約を含みます。）を支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ハ) 電気需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他電気需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 - ニ) 契約された用途以外の用途に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合
 - ホ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ヘ) 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - ト) 当社または当社委託先の需要場所等への立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - チ) その他、電気需給契約、本需給約款、託送約款等または法令等に違反した場合で、当社がその旨を警告しても直ちに改めない場合
- (2) お客さまが、33. (電気需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が供給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は消滅するものといたします。

37. 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約の契約使用期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

38. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

電気需給契約における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、電気需給契約の契約使用期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものといたします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものといたします。

39. 料金単価の変更

当社は、託送約款等の改定または発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合、以下に従い、電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。

- (1) 当社は、事前に、新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面その他の方法によりお客さまに通知いたします。
- (2) 新たな料金単価をご承諾いただけない場合、お客さまは、新料金単価適用開始日の15日前までに当社に対して電気需給契約の廃止のお申し出をいただくことで、33.（電気需給契約の廃止）の定めにかかわらず、電気需給契約を解約することができます。この場合には、電気需給契約は、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。
- (3) (2)に定める期限までに、お客さまから電気需給契約の廃止のお申し出がない場合は、お客さまは新たな料金単価をご承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

VII. 工事費の負担

40. 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて送配電事業者より工事費負担金その他の費用等（以下総称して「工事費負担金等」といいます。）の負担を求められる場合には、当社は、お客さまより工事費負担金等およびその支払いに必要な手数料を申し受けます。なお、工事費負担金等およびその支払期日は、託送約款等の定めに従い送配電事業者が算出した金額をもとに当社にて決定するものといたします。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始にいたらないで電気需給契約を廃止または変更される場合は、当社は接続供給契約に基づいて送配電事業者から請求された費用およびその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。
- (3) お客さまから工事費負担金等相当額を申し受けた場合で、送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る精算を受けたときは、当社は、すみやかにお客さまと精算するものといたします。

VIII. 保安

41. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の送配電事業者の電気工作物については、託送約款等に基づき、送配電事業者が保安の責任を負います。

IX. 反社会的勢力との取引排除

42. 反社会的勢力との取引排除

- (1) 当社およびお客さまは、相手方に対し、次の各号について表明し、保証するものといたします。
- イ) 自己または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する者等（以下「自己の役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと
 - ロ) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと
 - ハ) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと
 - ニ) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと
 - ホ) 自己または自己の役員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」といいます。）に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等に対し暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行わず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと
- (2) 当社およびお客さまは、(1)イ)からホ)に該当する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものといたします。
- (3) 当社およびお客さまは、相手方が本条の規定に違反した場合には、何らの通知催告を要せず、直ちに電気需給契約の全部または一部を解約することができるものといたします。
- (4) 当社およびお客さまは、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、当該損害について電気需給契約に基づく損害賠償を請求できるものといたします。

43. 契約の解除

当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、33.（電気需給契約の廃止）によらず電気需給契約を解除することができます。

- (1) 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受けまたは自らこれらの申立てを行った場合
- (2) 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止の状態に陥った場合
- (3) 仮差押、仮処分、差押、強制執行または競売等の申立を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けた場合

X. その他

44. お客さま情報の共有

当社は、当社が必要と判断した場合、お客さまの電力使用実績等の情報を販売代理店等と共有することがあります。

45. 守秘義務

- (1) お客さまおよび当社は、電気需給契約の履行に際して業務上知り得た相手方の情報および電気需給契約の内容に関する情報（以下総称して「秘密情報」といいます。）を、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものといたします。ただし、電気需給契約の履行に関して、送配電事業者、電力広域的運営推進機関、当社の販売代理店等に情報開示が必要な場合、または法令上の根拠、公的機関からの正当な権限もしくは目的による開示要請がある場合は、当社は秘密情報を開示することができるものといたします。なお、本条の定めは、電気需給契約終了後3年間、有効といたします。
- (2) (1)にかかわらず、当社は、お客さまが電気需給契約または本需給約款に基づく料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所および支払状況等の情報を他の小売電気事業者に通知することがあります。

46. 準拠法

電気需給契約および本需給約款は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

47. 管轄裁判所

電気需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附 則

1. 本需給約款の実施期日

本需給約款は、2025年4月1日から実施いたします。

2. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合は、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

別表

1. 供給区域

本需給約款は電力需要者の供給地点を供給区域とする送配電事業者ごとに次の地域に適用いたします。ただし、離島（その区域内において自らが維持し、および運用する電線路を自らが維持し、および運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。）は除きます。

エリア	送配電事業者	供給区域
北海道	北海道電力ネットワーク株式会社	北海道（礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島を除きます。）
東北	東北電力ネットワーク株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県（山形県の飛島ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。）
東京	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部	中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県、岐阜県（一部地域を除きます。）、三重県（一部地域を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県
北陸	北陸電力送配電株式会社	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部
関西	関西電力送配電株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国	中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国	四国電力送配電株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）
九州	九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円として、その端数は、切り捨てます。また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。
- ロ) 再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令に定めるところにしたがい、イ)にかかわらず、イ)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する法令で定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。